

保健所法の改正

政府は地方における公衆衛生の向上及増進を図るため昭和二十二年九月五日附法律第百一號を以て保健所法を改正したが、その全文は左の如くである。

保健所法

(昭和二十二年九月五日
法律第百一號)

第一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第二條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及びこれに必要な事業を行う。

- 一 衛生思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、汚物掃除その他の環境の衛生に関する事項
- 五 保健婦に関する事項
- 六 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 七 母性及び乳幼児の衛生に関する事項
- 八 歯科衛生に関する事項
- 九 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十 結核、性病、傳染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十一 その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

第三條 第一條に規定する地方公共團體の長は、その職権に属する前條各号に掲げる事項に関する事務を保健所に委任することができる。

第四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要があるときは、結核、性病、齒科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うことができる。

第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要な試験及び検査を行うことができる。

保健所は医師、歯科医師、薬剤師その他の者に、前項の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

第六條 厚生大臣は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要と認めるときは、第一條の地方公共團體に対し、保健所の設置及び運営に関して必要な事項を命ずることができる。

第七條 第一條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を図るため、その支所を設けることができる。

第八條 この法律による保健所でなければ、その名称中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第九條 保健所の施設の利用又は保健所で行う業務については、命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。

第十條 國庫は、保健所に関する経費を支出する地方公共團體に対し、政令の定めるところにより、その支出額の二分の一以内を補助する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

労働省の設置

政府は労働行政の重要性に鑑み、労働省設置のため昭和二十二年八月法律第九十七号を以て労働省設置法を制定公布、政令に依り九月一日より施行され、労働省の設置をみるに到つた。その全文は左の如くである。

労働省設置法

(昭和二十二年八月三十一日
法律第九十七号)

第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、労働省を設置する。

第二條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働に関する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償保険及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労働需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

労働局

労働基準局

婦人少年局

職業安定局

労働統計調査局

第四條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

一 機密に関する事項

二 官吏の進退身分に関する事項但し、大臣が他の部局の專管に属せしめたものを除く

三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項

四 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに綜合調整に関する事項

五 公文書類の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

六 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

七 官有財産及び物品に関する事項

第五條 労政局においては、左の事務を掌る。

一 労働組合法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。

二 労働関係調整法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。

三 労働に関する啓蒙宣傳に関する事項

四 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの

第六條 労働基準局においては、左の事務を掌る。

一 賃金、労働時間及び休息に関する事項

二 産業安全に関する事項

三 労働衛生に関する事項

四 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に関する事項

五 労働能率の増進に関する事項

六 労働者の福利厚生に関する事項

七 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項

八 その他労働基準法の施行に関する事項その他労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの

労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの

第七條 婦人少年局においては、左の事務を掌る。

一 婦人及び年少労働者に特殊の労働条件及び保護に関する事項

二 児童の使用禁止に関する事項

三 家族労働問題及び家事使用人に関する事項

四 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

五 労働者の家族問題に関する事項但し、法律に基いて他省の所管に属せしめられたものを除く

六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

第八條 職業安定局においては、左の事務を掌る。

一 職業の紹介、指導及び補導その他労働需給の調整に関する事項

二 失業対策に関する事項

三 失業保険及び失業手当に関する事項

四 その他職業に関する事項

第九條 労働統計調査局においては、左の事項に関する事務を掌る。

一 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計及び刊行

二 労働条件に関する定期統計及び刊行

三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行

四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行

五 職業に関する定期統計及び刊行

六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行

七 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済問題に関する調査及び刊行

第十條 労働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一條 労働省の部局、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 船員の労働に関する行政の重要事項については、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働省内及び運輸省部内の関係官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。

第十三條 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

第十四條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

附則

第一條中「勤労」を削り、「社会保険」の下に「労働省ノ所管ニ屬スル事項ヲ除ク」を加える。

第三條中「九局」を「六局」に改め、

